

## 半田市ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）補助金交付要綱

### （目 的）

第1条 この要綱は、景観形成重点地区において、優れた景観の保全及び形成に寄与する個人又は団体等が行う景観づくり事業に対し、半田市ふるさと景観条例（平成22年半田市条例第22号）に基づき、当該事業に交付する補助金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）建築物等 建築物、工作物、屋外広告物及び緑化物

（2）補助対象行為 優れた景観の形成に寄与する行為

（3）補助対象経費 補助対象行為の実施にあたり必要な経費

### （補助対象等）

第3条 市長は、建築物等で補助対象行為を行ったものの補助対象経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 補助金の対象となる建築物等は、別表第1に掲げる仕様を概ね満たすもので、優れた景観の形成に寄与するものと認められるもの（以下「補助対象物」という。）とする。

3 補助金の補助対象行為の対象物、行為種別、補助率及び限度額は、別表第2に掲げるとおりとする。

4 補助対象行為を行おうとする者が、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納している場合は、補助の対象としないものとする。

### （事業認定申請及び決定）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）認定申請書（様式第1。以下「事業認定申請書」という。）に、別表第3に掲げる図書を添付のうえ市長に提出し、補助対象行為の着手前に事業認定の決定を受けなければならない。

2 過去に補助金の交付を受けた物件に係る同一対象物における同一行為種別の補助

対象行為については、当該補助金の交付を受けた日から5年を経過しなければ、新たに事業認定申請書を提出することはできない。

- 3 市長は、第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、認定の可否について決定し、ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）認定通知書（様式第2）により通知するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、事業の認定について条件を付することができる。

#### （申請の取下げ）

第5条 前条第3項の規定により事業認定の決定を受けた者が当該決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）認定申請取下げ書（様式第3）により当該決定に係る通知を受けた日から30日以内に申請の取下げをすることができる。この場合において、申請の取下げを行ったときは、当該決定はなかったものとみなす。

#### （事業内容の変更等）

第6条 事業認定の決定を受け、事業を行おうとする者（以下「認定事業者」という。）が当該事業認定に係る補助対象行為の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ、ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）認定変更（中止）申請書（様式第4）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書に必要な図書の添付を求めることができる。
- 3 市長は、必要と認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。
- 4 市長は、第1項の規定による補助対象行為の変更又は中止の承認をしたときは、速やかにふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）認定変更（中止）承認通知書（様式第5）により認定事業者に通知するものとする。

#### （補助金の交付申請等）

第7条 認定事業者は、補助対象行為が完了し、補助金の交付を受けようとするときは、ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）補助金交付申請書（様式第6）に、別表第4に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請について補助金の交付を決定した時は、ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）補助金交付決定通知書（様式第7）により通知するものとする。
- 3 補助金は、前項の規定による通知後に交付する。

#### **(補助金の部分払)**

第8条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助金の一部を部分払することができる。

この場合において、部分払ができる額は、市長が認める範囲内とする。

2 補助事業者は、前項の規定による部分払を受けようとするときは、ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）部分払申請書（様式第8）により市長に申請するものとする。

3 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）部分払決定通知書（様式第9）により通知する。

4 補助金の部分払は、前項の規定による通知後に行う。

#### **(検査等)**

第9条 市長は、補助事業者に対し、補助対象行為に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査を行うことができる。

#### **(交付決定の取消し又は補助金の返還)**

第10条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げる事項に該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 法令、この要綱及び補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助対象行為以外の用途へ使用したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に対し不正行為があったとき。

#### **(延滞金)**

第11条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を求められた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第2項の規定に準じて算出した延滞金を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

#### **(補助対象建築物等の適正管理)**

第12条 補助事業者は、補助を受けた建築物等の適正な管理に努めなければならない。

(委 任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係） 景観形成仕様

| 項 目     | 内 容                                         |
|---------|---------------------------------------------|
| 高 さ     | 2 階以下とし、隣り合う建物の高さで調和する                      |
| 屋 根     | 勾配屋根（4 ～ 5 寸勾配）の切妻屋根とし、黒色・銀灰色の日本瓦葺き等        |
| 庇       | 黒色・銀灰色の日本瓦葺き又は銅板葺き等                         |
| 外 壁     | 茶・黒系の色とした板張り、漆喰塗仕上壁又は土壁等                    |
| 開口部(建具) | 木製又は茶・黒系のサッシ等                               |
| 樋       | 銅板製等                                        |
| 設備機器    | 道路等から、容易に望見できないところに配置する又は建築物本体と調和した壁・格子等で覆う |
| 門・塀     | 木製等で茶・黒系                                    |
| 屋外広告物   | 建物と調和する                                     |
| 緑化物     | 道路沿いに配置するマキ等の樹木による生垣、シンボルツリー等               |

別表第 2（第 3 条関係） 種別、補助率及び限度額

| 対象物 | 行為種別              | 補助率 | 限度額                 |        |
|-----|-------------------|-----|---------------------|--------|
|     |                   |     | 国庫補助<br>対象事業<br>(※) | 左記以外   |
| 建築物 | 新築、増築、改築、移転、大規模修繕 | 2/3 | 270 万円              | 180 万円 |
|     | 修繕、模様替え           | 2/3 | 120 万円              | 90 万円  |
|     | 保全                | 2/3 |                     | 45 万円  |
| 工作物 | 新設、増設、改設、移設       | 2/3 | 120 万円              | 90 万円  |
|     | 修繕、模様替え           | 2/3 | 67.5 万円             | 45 万円  |
|     | 保全                | 2/3 |                     | 25 万円  |
| 屋外  | 表示、設置             | 2/3 |                     | 45 万円  |
| 広告物 | 内容変更、改造、移設、修繕、保全  | 2/3 |                     | 45 万円  |
| 緑化物 | 設置                | 2/3 | 13.5 万円             | 9 万円   |

(※) 景観形成に資する国庫補助対象事業

別表第3（第4条関係）

ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）認定申請書添付書類

| 対象物      | 図書の種類          | 明示すべき事項等                                             |
|----------|----------------|------------------------------------------------------|
| 建築物及び工作物 | 位 置 図          | 方位及び行為地がわかるもの                                        |
|          | 配 置 図          | 敷地の境界線と建物及び工作物の位置がわかるもの                              |
|          | 平 面 図          | 建築物にあつては各階の間取り及び用途、<br>工作物にあつては主要部分の材料及び種別<br>がわかるもの |
|          | 2面以上の<br>立 面 図 | 仕上げ方法及び色彩がわかるもの（着色図）                                 |
|          | 付近写真           | 行為地の状況がわかるカラー写真                                      |
|          | 工事見積書          | 工事内容ごとの見積金額                                          |
| 屋外広告物    | 位 置 図          | 方位及び行為地がわかるもの                                        |
|          | 配 置 図          | 敷地の境界線及び広告物又は広告物を掲出<br>する物件の位置がわかるもの                 |
|          | 意 匠 図          | 仕上げ方法及び色彩がわかるもの                                      |
|          | 付近写真           | 行為地の状況がわかるカラー写真                                      |
|          | 工事見積書          | 工事内容ごとの見積金額                                          |
| 緑化物      | 位 置 図          | 方位及び行為地がわかるもの                                        |
|          | 植栽計画書          | 樹種及び本数がわかるもの                                         |
|          | 付近写真           | 行為地の状況がわかるカラー写真                                      |
|          | 工事見積書          | 工事内容ごとの見積金額                                          |

別表第 4（第 8 条関係）

ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区） 交付申請書添付書類

| 図書の種類      | 明示すべき事項等          |
|------------|-------------------|
| 完成写真       | カラー写真             |
| 付近写真       | 行為地の状況がわかるカラー写真   |
| 工事代金請求書の写し | 工事内容ごとに請求金額がわかるもの |

様式第 1（第 4 条関係）

ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）認定申請書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所  
申請者 氏 名  
(電話 ー )

半田市ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）補助金交付要綱第 4 条 1 項の  
規定に基づき、下記のとおり関係図書を添えて事業の認定を申請します。

記

1 補助対象行為の内容

2 行為地の所在地番

3 全 体 事 業 費 金 円

4 全 体 事 業 期 間 着手予定年月日 年 月 日  
完了予定年月日 年 月 日

様式第2 (第4条関係)

## ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）認定通知書

年 月 日

様

半田市長

印

年 月 日付けで申請のありました、ふるさと景観づくり事業認定について下記のとおり決定します。

## 記

- ## 1 補助対象行為の内容

- 2 行為地の所在地番

- 3 全 体 事 業 費 金 円

- 4 認 定 補 助 金 金 円

- 5 全体事業期間 着手予定年月日 年 月 日  
完了予定年月日 年 月 日

様式第3（第5条関係）

ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）認定申請取下げ書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所  
申請者 氏 名  
(電話 ー )

半田市ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）補助金交付要綱第5条の規定に基づき、 年 月 日付けで申請した認定申請を下記のとおり取り下げます。

記

- 1 補 助 金 申 請 額 金 円
- 2 行為地の所在地番
- 3 補助対象行為の内容
- 4 取 下 げ の 理 由

様式第4（第6条関係）

ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）認定変更（中止）申請書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

申請者 氏 名

（電話 ー ）

年 月 日付で認定を受けた補助対象行為を下記のとおり変更（中止）したいので、半田市ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 認 定 補 助 額 金 円

2 変 更 す る 内 容（変更前）

（変更後）

3 変 更（中止）の理由

様式第 5（第 6 条関係）

ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）認定変更（中止）承認通知書

年 月 日

様

半田市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助対象行為の変更（中止）について、  
下記のとおり承認しますので通知します。

記

1 補 助 対 象 行 為

2 行為地の所在地番

3 変 更 認 定 補 助 額 金 円

4 付 す る 条 件

様式第 6（第 7 条関係）

ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）補助金交付申請書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所  
申請者 氏 名  
(電話 ー )

半田市ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、行為が完了しましたので、下記のとおり関係図書を添えて補助金を申請します。

記

- 1 補 助 金 申 請 額 金 円
- 2 行為地の所在地番
- 3 補助対象行為の内容

様式第 7（第 7 条関係）

ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）補助金交付決定通知書

年 月 日

様

半田市長

印

年 月 日付けで申請のありました半田市ふるさと景観づくり事業  
（景観形成重点地区）補助金交付要綱第 7 条の規定に基づく補助金の申請について、  
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 行為地の所在地番

3 補助対象行為の内容

4 付 する 条 件

様式第 8（第 8 条関係）

ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）補助金部分払申請書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所  
申請者 氏 名  
(電話 ー )

半田市ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）補助金交綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり関係図書を添えて補助金を申請します。

記

- 1 認 定 補 助 額 金 円
- 2 補助金部分払申請額 金 円
- 3 行為地の所在地番
- 4 補助対象行為の内容

様式第 9（第 8 条関係）

ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）補助金部分払決定通知書

年 月 日

様

半田市長 印

年 月 日付けで申請のありました半田市ふるさと景観づくり事業（景観形成重点地区）補助金交付要綱第 8 条の規定に基づく補助金の部分払について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 認 定 補 助 額 金

円
- 2 補助金部分払決定額 金

円
- 3 行為地の所在地番
- 4 補助対象行為の内容